



島根県報

平成24年 8 月24日 (金)

号外 第 122 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(青少年家庭課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第81号）

1 規則の概要

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正等に伴う規定の整理（第4条・様式第1号・様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第81号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同項第5号及び同条第3項中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

様式第1号（注）1中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同様式（注）5中「（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を削り、同様式裏面中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第5号（注）中「規則」を「島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則」に改め、同様式（注）1中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同様式（注）5中「（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を削り、同様式裏面中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。